

業 務 委 託 設 計 書

| | | | | | | | 技術管理課 | | |
|---|----|----|-------------------------|----|---|---|---------------------------------------|----|----|
| 設計 | 検算 | 照合 | 係長 | 課長 | | | 係 | 係長 | 課長 |
| | | | | | / | / | / | / | / |
| 業務番号 令和8年度 第 号 | | | 主 管 水道局技術部西部管理事務所維持係 | | | | 設計 令和 8 年 5 月 一 日 | | |
| 業務名 西部管理事務所低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物収集運搬及び処分業務 | | | | | | | 委託期間 契約締結の日から 120 日間 令和 年 月 日まで | | |
| 履行場所 広島市佐伯区海老園二丁目11番41号 | | | | | | | | | |
| 予算科目 (項) (目) (節) | | | 業 務 委 託 金 額 (内訳) | | | | | | |
| | | | 金 円 | | | | | | |

| |
|---|
| <p>委託施工理由</p> <p>本業務は、西部管理事務所に保管している低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の収集運搬及び処分を行うものである。</p> |
|---|

| |
|---|
| <p>業務内容</p> <p style="text-align: center;">低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物処分 一式</p> <p style="text-align: center;">低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物収集運搬 一式</p> |
|---|

仕 様 書

1 業務名

西部管理事務所低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物収集運搬及び処分業務

2 業務の目的

本業務は、西部管理事務所に保管している低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物（以下「低濃度PCB廃棄物」という。）を、関係法令に基づき、安全かつ適正に収集運搬し、処分を行うものである。

3 業務の委託期間

契約締結の日から120日間

4 業務の対象とする産業廃棄物

(1) 産業廃棄物の種類、数量及び保管場所

産業廃棄物の種類：低濃度PCB廃棄物

産業廃棄物の数量：UNドラム缶（N=40缶、W=約7,990kg）

UNペール缶（N=39缶、W=約300kg）

産業廃棄物の保管場所：広島市佐伯区海老園二丁目11番41号

(2) 輸入廃棄物の有無

輸入廃棄物：無

5 業務内容

(1) 収集運搬

ア 上記記載の保管場所において、低濃度PCB廃棄物を収集した後、受注者の処理施設まで運搬し、荷降ろしを行うこと。なお、収集運搬過程においては、低濃度PCB廃棄物の積替えを行わないものとする。

イ 受注者は収集運搬を第三者に委託してはならない。ただし、やむを得ない事由等により、書面にて発注者の承認を得て、関係法令等で定める再委託の基準に従う場合は、この限りではない。

(2) 処分

ア 前記(1)で収集運搬した低濃度PCB廃棄物を、関係法令等に従って、適正に処分すること。

イ 受注者は、処分を第三者に委託してはならない。

6 委託業務実施計画

(1) 受注者は、契約締結後、速やかに委託業務実施計画書及び運搬計画の分かる資料を書面で発注者に提出し、承認を受けること。なお履行期間中に計画の変更があった場合も同様とする。

(2) 受注者は、契約締結後、速やかに現場責任者及び従事者の氏名等を発注者に書面で提出し、承認を受けること。なお、履行期間中に現場責任者及び従事者の変更があった場合も同様とする。

7 委託業務実施報告

受注者は、業務完了後、委託業務実施報告書を速やかに作成し、産業廃棄物管理票（マニフェスト）及び作業状況の写真と併せて、発注者に提出し、業務完了報告を行うこと。

8 受注者の事業範囲

受注者の事業範囲は以下のとおりであり、受注者はこの事業範囲を証するものとして、認定証又は許可証の写し等を発注者に提出し、本契約書に添付することとする。また、以下に記載の認定事項又は許可事項に変更があったときは、受注者は速やかにその旨を発注者に書面をもって通知するとともに、変更後の認定証又は許可証の写し等を発注者に提出し、本契約書にすることとする。

【認定証の場合】

ア 産業廃棄物の種類： _____

イ 収集又は運搬の有無： _____

ウ 認 定 番 号： _____

【許可証の場合】

ア 収集運搬に関する事業範囲

[特別管理産業廃棄物]

許可都道府県・政令市： _____ 許可都道府県・政令市： _____

許可の有効期限： _____ 許可の有効期限： _____

産業廃棄物の種類： _____ 産業廃棄物の種類： _____

許可の条件： _____ 許可の条件： _____

許可番号： _____ 許可番号： _____

イ 処分にに関する事業範囲

[特別管理産業廃棄物]

許可都道府県・政令市： _____

許可の有効期限： _____

事業区分： _____

産業廃棄物の種類： _____

許可の条件： _____

許可番号： _____

9 処分の場所、方法及び処理能力

受注者は低濃度PCB廃棄物を次のとおり処分する。

- (1) 事業場の名称：_____
- (2) 所在地：_____
- (3) 処分の方法：_____
- (4) 施設の処理能力：_____

10 最終処分の場所、方法及び処理能力

低濃度PCB廃棄物の最終処分（予定）は次のとおりとする

- (1) 最終処分先の番号：_____
- (2) 事業場の名称：_____
- (3) 所在地：_____
- (4) 処分の方法：_____
- (5) 施設の処理能力：_____

11 発注者・受注者の責任範囲

- (1) 受注者は、低濃度PCB廃棄物を、その積み込み作業の開始から処分の完了まで、以下ア～エの他、関係法令等に基づき、適正に本業務を実施しなければならない。

ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

イ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

ウ 低濃度PCB廃棄物の処理に関するガイドラインー焼却処理編ー

エ 低濃度PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン

- (2) 本業務において、受注者の故意又は過失によって発注者又は第三者に損害が及んだときは、受注者においてその損害を賠償することとし、発注者は、責を負わない。
- (3) 前記(2)にかかわらず、発注者の指図又は発注者の委託の仕方（低濃度PCB廃棄物の種類もしくは性状等による原因を含む。）に原因があつて第三者に損害が及んだときは、発注者において賠償することとし、受注者は、責を負わない。
- (4) 前記(3)の場合において受注者に損害が発生したときは、発注者は、受注者にその損害を賠償する。

12 業務の一時停止

- (1) 受注者は、低濃度PCB廃棄物の適正処分が困難となる事由が生じたときには、ただちに業務を一時停止し、発注者に及ぶ影響が最小限となる措置を講ずるとともに、発注者に当該事由の内容及び措置状況を書面により通知すること。
- (2) 発注者は受注者から前記(1)の通知を受けたときは、速やかに現状を把握した上、適切な措置を講ずるものとする。

13 契約の解除

- (1) 発注者及び受注者は、相手方が広島市水道局委託契約約款及び本仕様書の規定に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるときは、書面による催告の上、相互にこれを解除することができる。
- (2) 前記(1)の場合において、本契約に基づいて発注者から引き渡しを受けた低濃度PCB廃棄物について、処分が未だに完了していないものがあるときは、発注者又は受注者は、次の措置を講じなければならない。

ア 受注者による事由で発注者が解除した場合

- (ア) 受注者は、解除された後も、低濃度PCB廃棄物に対する責任は免れないことを承知し、未処分の低濃度PCB廃棄物の処分を自ら実行するか、または、発注者の承諾を得た上で適切な他の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。
- (イ) 受注者が他の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金がないときは、受注者はその旨を発注者に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。
- (ウ) 前記(イ)の場合、発注者は、差し当たり、発注者の費用負担をもって受注者のもとにある未処分の低濃度PCB廃棄物の処分を当該業者に行わせるものとし、その負担した費用等の償還を受注者に対して請求することができる。

イ 発注者による事由で受注者が解除した場合

受注者は、発注者に対し解除による損害の賠償を請求するとともに、受注者のもとにある未処分の低濃度PCB廃棄物を発注者の費用をもって引き取ることを要求し、または、受注者の費用負担をもって発注者方に運搬した上、発注者に対し当該運搬の費用を請求することができる。

14 その他

- (1) 本仕様書の内容について疑義を生じたとき又は本仕様書に記載のない事項については、必要に応じて発注者と受注者が協議のうえ、これを定めるものとする。
- (2) 業務履行にあたり、関係法令上必要な届出等については、受注者において行うこと。
- (3) 受注者は、作業中は、PCB漏れ等の事故が発生しないよう、常時十分な注意を払うこと。万一、PCB漏れ等の事故が発生した場合は、受注者の責任において、直ちに汚染防止の措置を講じるとともに、発注者に報告し、補修作業を実施すること。
- (4) 受注者は、騒音、振動、粉塵等で近隣に迷惑をかけることのないよう、実施方法や実施時間に十分注意すること。
- (5) 受注者は、業務を行う場所や周辺に、第三者が存する場合又は立ち入る恐れがある場合には、危険防止に必要な安全措置を講じ、必要に応じて交通誘導警備員等を配置し、事故発生を未然に防止すること。
- (6) 敷地内等の施設及び器物を滅失・既存にないよう注意すること。なお、受注者の責めに帰すべき理由により損害を与えた場合は、その賠償の責めを負うこと。

- (7) 発注者は、委託契約期間中、適正な処分及び事故防止並びに処分費用等の観点から、低濃度PCB廃棄物の性状等の変更があった場合は、受注者に対し、速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。
- (8) 発注者は、低濃度PCB廃棄物のマニフェストの記載事項は正確にもれなく記載することとし、虚偽又は記載漏れがある場合は、受注者は委託物の引き取りを一時停止し、マニフェストの記載修正を発注者に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取ることとする。

令和 年 月 日

業務実施報告書

令和 年 月 分

(課・所・場分)

住所

氏名

業務名 西部管理事務所低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物収集運搬及び処分業務

履行場所 広島市佐伯区海老園二丁目11番41号

委託期間 (履行期間) 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで

実施期間 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで

特記事項

(広島市水道局記入欄)

| | |
|--------------|---------------|
| 検査日 年 月 日 | 決裁日 年 月 日 |
| 検査員 印 | 係 係長 課長 |

※広島市水道局使用欄

提出者本人確認等済 (提出者 : 水道局確認者 :)

注 : この報告書は、業務委託の検査要領に定める業務委託について適用する。